

八王子市住民主体による通所型サービス事業実施要綱

令和4年1月1日施行

(趣旨)

第1条 本要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45及び八王子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(以下「総合事業実施要綱」という。)に基づき実施する事業のうち、住民主体による通所型サービス(以下「通所B」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域の住民主体による介護予防に資する通いの場を運営するとともに、リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等。以下「専門職」という。)が、効果的な介護予防の取り組みを補佐することで、高齢者の自立した日常生活の継続に向けたセルフマネジメントの定着及び社会参加の促進を図る。

(定義)

第3条 本要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)の例による。

(対象者)

第4条 総合事業実施要綱第5条に定める対象者(以下「利用者」という。)とする。

(提供内容)

第5条 国で定める地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号)及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン(平成27年6月5日老発0605第5号)に基づき、通所Bの提供内容は、介護予防及びセルフマネジメントの定着に資する体操や運動、健康相談、社会参加支援及びこれに付随する業務(評価、サービス提供後の状態確認等)とする。

- サービス提供者は、八王子市健康づくりサポーターに登録されている者とする。ただし、介護予防に関して知識を有する市民及び市内に在勤する者で、通所Bの目的及び内容を理解し、その実現が可能と市が判断する場合は、その他の者も提供者とすることができる。
- サービス提供者は、必要に応じ、専門職からの技術的助言及び研修等を受けた上でサービス提供を実施するものとする。
- サービスの提供期間は、利用者の状態に応じて利用開始日から最大6か月とし、セルフマネジメントの定着が認められた時点においてサービス提供の終了に向けた対応を行うものとする。
- 通所Bの提供効果を把握するため、専門職は、市が別に定める指標を用いて利用者の心身状態の変化について評価する。

6 その他、通所 B の提供内容にかかる詳細については、市が別に定める。

(提供場所)

第 6 条 通所 B を提供する場所は、利便性、広さ、他機関(市組織含む)との連携のしやすさ等を踏まえ、通所 B を適切に提供できると市が判断する場所とする。

(提供方法)

第 7 条 通所 B は、実施要綱別表第 2 に定める、第一号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)に基づき提供する。

2 提供する第一号介護予防支援事業は、「八王子市指定介護予防・日常生活支援総合事業の事業(第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業及び第 1 号介護予防支援事業部分)に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱」に定める「ケアマネジメント C」により行う。

(利用方法)

第 8 条 通所 B を利用しようとする者は、「通所 B 利用申込書兼同意書」(第 1 号様式)を市に提出するものとする。

(利用者負担)

第 9 条 通所 B の利用にかかる利用者の負担は求めない。ただし、サービス提供にあたり、利用者個人の所有物となる物品等の購入が必要となる場合は、その実費相当額を利用者が負担する。

(サービス提供者としての申込)

第 10 条 サービス提供者として参加しようとする者は、「八王子市住民主体による通所型サービス事業 参加申込書」(第 2 号様式)を市に提出するものとする。

(内容変更)

第 11 条 サービス提供者は、参加申込書の内容に変更があった場合、「八王子市住民主体による通所型サービス事業 内容変更届出書」(第 3 号様式)により、速やかに市に提出しなければならない。

(中止・取消)

第 12 条 活動の中止を希望するサービス提供者は、「八王子市住民主体による通所型サービス事業 中止届出書」(第 4 号様式)により、速やかに市に提出しなければならない。

2 市は前項の規定による届出があった場合のほか、次に掲げる事項に該当する場合は、当該事業への参加を取り消すことができる。

- (1) サービス提供者と一定期間、連絡がとれない等、活動の実態がないと認められる場合
- (2) サービス提供者の状況の変化により、活動が困難であると認められる場合
- (3) その他、当該事業への参加の取り消しについて、市長が妥当だと認める場合

(地域資源との連携)

第13条 サービス提供者及び専門職は、通所Bの提供により向上した心身状態及び生活環境等を、サービス提供後も継続するため、市が別に配置する生活支援コーディネーターとの連携を強化し、自主による地域活動団体や民間企業等の多様な主体と協力しながら、利用者の外出機会の創出や活動範囲の拡充に努めるものとする。

(評価・検証)

第14条 通所Bの提供及び利用方法等に関する課題や意見等を集約し、効果的なサービスの内容や安全、安心なサービス提供について、サービス提供者、専門職、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、外部専門機関等と連携し、通所Bの提供にかかる効果や手法等について随時評価・検証を行う。

2 評価・検証にかかる具体的な手法及び指標については、市が別に定める。

(責務)

第15条 サービス提供者及び専門職は、通所Bを適切かつ安全に提供するため、次の必要な措置を講じなければならない。

(1) 個人情報の適切な管理(個人情報の保護、情報セキュリティ)

(2) サービス提供時に発生する事故の対応及び補償

(遵守事項)

第16条 サービス提供者及び専門職は、次の事項を順守しなければならない。

(1) 衛生及び健康管理

サービスを提供する場所の衛生状態の維持並びに従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じること。

(2) 秘密保持

在職中及び退職後においても、正当な理由がなく通所Bの実施にあたって知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(3) 緊急時の対応

サービス提供時、利用者に病状の急変等が生じた場合、救急車の手配や主治医への連絡等、速やかに必要な対応をとること。

(4) 事故発生に係る対応

利用者へのサービス提供において事故が発生した場合、次の対応をとること。

ア 利用者の家族や地域包括支援センター等に連絡し、その指示に従うこと。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録するとともに、対応後、速やかに市に報告書を提出すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(苦情処理)

第17条 総合事業実施要綱第13条に定める苦情処理に準じる。

(その他)

第18条 その他、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。